2　前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

附則第六条を削る。

附則第六条の二第一項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同項の表道府県の項中「二、三三〇」を「一、五三〇」に改め、同表市町村の項中「一、七〇〇」を「一、四一〇」に改め、同条を附則第六条とする。

附則第六条の三の見出し中「平成二十六年度から平成二十八年度まで」を「平成二十七年度から平成二十八年度まで」に改め、同条第一項中「平成二十六年度から平成二十八年度まで」を「平成二十七年度及び平成二十八年度」に、「平成二十七年度」を「平成二十八年度及び」を削り、同項第一号中「三兆四千百一億千七百二十九万八千円」を「二兆五千九百二十三億千六百九十八万二千円」に改め、同項第二号中「二兆千八百五十億五千九十五万二千円」を「一兆九千三百二十六億五千百二十六万八千円」に改め、同条第二項中第五号を削り、同項第四号中「附則第六条の二」の下に「の規定」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「附則第六条の三」の下に「の規定」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「附則第六条の三」の下に「の規定」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「旧法附則第六条の三」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　平成二十六年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六条の三を附則第六条の二とする。

附則第七条の四の見出し中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条中「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同条第一号イ中「平成二十五年地方税法改正法」という。）の下に「、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）」を加え、「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同号ロ中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）」を「震災特例法」に、「及び平成二十六年所得税法等改正法」を「、平成二十六年所得税法等改正法及び平成二十七年所得税法等改正法」に、「平成二十五年地方税法改正法及び」を「平成二十五年地方税法改正法」に改め、同号ホ中「平成二十五年地方税法改正法及び」を「平成二十五年地方税法改正法」に改め、「平成二十六年地方税法等改正法」という。）の下に「及び地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）」を加え、「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同号ヘからチまでの規定中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同号リ中「及び平成二十六年所得税法等改正法及び平成二十七年所得税法等改正法」を「、平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第二号イ中「平成二十五年地方税法改正法」の下に「、震災特例法」を加え、「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同号ロ中「及び平成二十六年所得税法等改正法」を「、平成二十六年所得税法等改正法及び平成二十七年所得税法等改正法」に、「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改める。

附則第九条の二中「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に改める。

附則第十一条の見出し中「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同条中「平成二十六年度に」を「平成二十七年度に」に、「平成二十六年度震災復興特別交付税額」を「平成二十七年度震災復興特別交付税額」に、「附則第十二条」を「附則第十二条第一項」に、「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に、「平成二十五年度震災復興特別交付税額」を「旧法附則第十一条に規定する平成二十六年度震災復興特別交付税額」に、「から附則第四条第一項第九号に掲げる額を控除した額及び同項」を「及び附則第四条第一項」に、「五千七百四十九億七千七十七万円」を「五千八百九十八億千八百五万六千円」に改める。

附則第十二条の見出しを「（平成二十七年度震災復興特別交付税額の一部の平成二十八年度における交付等）」に改め、同条第一項中「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に、「平成二十六年度震災復興特別交付税額」を「平成二十七年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十六年度内」を「平成二十七年度内」に、「平成二十七年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第二項中「平成二十六年度震災復興特別交付税額」を「平成二十七年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十七年度分」を「平成二十八年度分」に、「百分の九十四」を「百分の九十五」に、「百分の六」を「百分の五」に改める。

附則第十三条第一項中「平成二十六年度及び平成二十七年度」を「平成二十七年度及び平成二十八年度」に改め、同条第二項中「、平成二十六年度」を「、平成二十七年度」に、「平成二十六年度震災復興特別交付税額を、平成二十七年度」を「平成二十七年度震災復興特別交付税額を、平成二十八年度」に、「平成二十六年度震災復興特別交付税額の」を「附則第十一条に規定する平成二十七年度震災復興特別交付税額の」に改める。

附則第十四条の見出し中「平成二十六年度及び平成二十七年度」を「平成二十七年度及び平成二十八年度」に改め、同条中「平成二十六年度及び平成二十七年度」を「平成二十七年度及び平成二十八年度」に、「、平成二十六年度」を「、平成二十七年度」に、「平成二十六年度震災復興特別交付税額」を「平成二十七年度震災復興特別交付税額」に、「（平成二十六年法律第五号）」を「（平成二十七年法律第三号）」に、「平成二十五年度震災復興特別交付税額」を「平成二十六年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十五年度において」を「平成二十六年度において」に、「、平成二十七年度」を「、平成二十八年度」に、「平成二十六年度において」を「平成二十七年度において」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条第四項関係）

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき　八、四八二、〇〇〇円
	二　土木費		
	1　道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき　一五一、〇〇〇
		道路の延長	一キロメートルにつき　一、九三一、〇〇〇
	2　河川費	河川の延長	一キロメートルにつき　一六八、〇〇〇